

<重要事項（説明書）別紙>

（介護予防）短期入所事業いずみ苑利用料金表 （適用 令和7年4月1日）

1. 利用負担金

（表示は1割負担です。「介護保険負担割合証」に2割と記載されている場合は、2倍の負担額。3割と記載されている場合は、3倍の負担額となります。）

1) 予防給付（介護予防短期入所生活介護費）

	要支援1	要支援2
1割負担	451円	561円

2) 介護給付（短期入所生活介護費）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1割負担	603円	672円	745円	815円	884円

2. 滞在費

	第1段階	第2段階	第3段階	※第4段階
個室	380円	480円	880円	1,231円
多床室	0	430円	430円	915円

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのかたは、認定証に記載されている負担額です。

3. 食費

- ・利用者負担第4段階のかたは、※朝食460円、昼食800円、夕食640円です。
- ・利用者負担第1～3段階のかたは、朝食400円、昼食550円、夕食495円です。
- ・「介護保険負担限度額認定証」の1日の食費の合計額と、認定証記載の負担限度額を比較して少ない金額となります。

第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	※第4段階
300円	600円	1,000円	1,300円	<u>1日あたりの食費 合計額最大1,900円</u>

4. サービス提供体制及び利用者の状況により上記サービス費用に加算される金額

（表示は1割負担です。「介護保険負担割合証」に2割と記載されている場合は、2倍の負担額。3割と記載されている場合は、3倍の負担額となります。）

区 分	1日の単位	要件等
送迎加算	184円	片道1回毎
機能訓練体制加算	12円	常勤の機能訓練指導員を配置
看護体制加算Ⅰ (介護給付者のみ)	4円	常勤の看護職員を1名以上配置

看護体制加算Ⅱ (介護給付者のみ)	8円	看護職員を基準より1人以上配置
夜勤職員配置加算Ⅰ (介護給付者のみ)	13円	夜勤を行う介護職員・看護職員の最低基準を1人以上多く配置
夜勤職員配置加算Ⅲ	15円	上記に追加し、喀痰吸引が実施できる介護福祉士等を1名配置している場合
医療連携強化加算	58円	看護体制加算Ⅱを算定のうえ、看護職員の定期的な巡視や、主治医と連絡が取れない場合の取り決め等を事前に行い、急変時の医療提供の方針について合意を得ている場合。
認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限度)	200円	認知症の行動・心理症状のため在宅での生活が困難と医師が判断した者を緊急に受入れ
若年性認知症利用者受入加算	120円	厚生労働大臣が定める基準に沿った若年性認知症利用者の受入れ (※認知症行動・心理症状緊急対応加算算定の場合は算定しない)
緊急短期入所受入加算	90円	居宅サービス計画にない緊急的な受入れ
在宅中重度者受入加算	421円 417円 413円 425円	普段利用の訪問看護事業所に健康上の管理等を行わせた場合 看護体制加算Ⅰを算定している場合 看護体制加算Ⅱを算定している場合 看護体制加算ⅠⅡいずれも算定している場合 看護体制加算を算定していない場合
口腔連携強化加算	50円/回	事業所の従業員が口腔の健康状態を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り算定
看取り連携体制加算	64円	看護体制加算ⅠまたはⅢを算定しており、かつ、短期入所生活事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設看護職員との連携により24時間連絡できる体制を確保している場合 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方法の内容を説明し、同意を得ている場合 ※死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度に算定
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22円	介護職員総数のうち介護福祉士が80%以上
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		① キャリアパス要件、② 月額賃金改善要件、③ 職場環境等をすべて満たした場合に基本サービス費と各種加算の合計の14.0%を加算

5. その他日常生活にかかる諸費用

理美容費	実費
家電用品持ち込み料金 (携帯電話、充電式補聴器、ラジカセなど)	(持ち込み数に限らず一律) 1日 100円 ※電気毛布または電気あんか使用 の場合は更に 50 円
テレビ使用料 (居室で使用するテレビを貸し出した場合)	1日 100円 ※テレビの台数には限りがあります

6. キャンセル料

1) サービスの利用開始日前のキャンセル

連 絡 の 時 期	利用者負担金のキャンセル料	備 考
サービス利用開始日の前々日まで	いたしません	容体急変の場合などには いたしません。
サービス利用開始日の前日まで	利用者負担金の 50 % の額 × 1 日分	
サービス利用開始日の当日	利用者負担金の 100 % の額 × 1 日分	

2) サービスの利用開始日以後のキャンセル

キャンセル料	備 考
【利用者負担金】 利用者負担金の 50 % の額 × 利用予定残日数	容体急変の場合などにはいたしません。
【食費】 以下のキャンセル対応可能時刻を経過した場合には、利用者負担段階に応じた 1 食分の料金をいただきます。 朝食＝当日 5 時まで、昼食＝当日 9 時 30 分まで、夕食＝当日 15 時 30 分まで	

※ あなたの支払う負担金は、毎月 25 日までにお支払いいただきます。

社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

利用者負担額軽減対象要件に該当するかた及び生活保護を受給されているかたは、申請により利用者負担の軽減を受けることができます。 なお、負担額は「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」に記載されている軽減割合に基づいた金額になります。